

○美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成16年11月 1 日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年美里町条例第70号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書の提出等)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第2条第1号に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(指定の通知)

第3条 町長は、指定の可否について決定したときは、指定決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(審議会)

第4条 条例第10条に規定する審議会は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 審議会に会長及び副会長を置く。会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (2) 会長、副会長は、委員の互選とする。
- (3) 委員の任期は、公の施設の指定管理者の指定を行うまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(1) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(2) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(3) 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(4) 委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にあるものが申請者の役員等に就任している場合、その他、委員選任後に申請者との利害関係が確認された場合は、当該委員は当該施設の審査に参加できない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第5条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第3条、次条及び様式の規定中「町長」とあるのは「教育委員会」とする。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の中央町自立生活訓練施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年中央町規則第1号)又は中央町やすらぎ交流体験施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年中央町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年11月25日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の際、現に条例第10条第3項の規定により委嘱された委員の任期については、平成27年11月30日までとする。

様式第1号(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

美里町長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名 印

次の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設名 _____

- (注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。
- (1) 事業計画書
 - (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
 - (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

指定管理者決定(却下)通知書				
第 年 月 日 号				
申請者 様				
美里町長 印				
年 月 日付けで申請がありました 指定管理 者について、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。				
指定 管 理 者	団体名			
	住 所		電話番号	
担当責任者				
決定年月日		年 月 日		
備 考				

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)